

最高裁秘書第5840号

令和元年12月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

11月27日付け（同月29日受付，第014511号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
最高裁判所事件月表（令和元年7月分）（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和元年7月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別 事件別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		220	188	191	599		241	231	201	673		642	545	598	1785	4247	4170
民 事 総 数		191	170	163	524		212	211	176	599		565	454	504	1523	3612	3494
特別上告(テ) うち少額異議		2	2	1	5		5	4	2	11		1	2	5	8	43	38
			(1)		(1)		(1)	(1)	(1)	(3)			(1)		(1)	(6)	(5)
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		50	42	41	133		60	60	47	167		184	141	159	484	1085	1035
		(44)	(37)	(36)	(117)		(55)	(54)	(43)	(152)		(173)	(132)	(146)	(451)	(978)	(924)
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		59	50	48	157		81	75	67	223		237	187	204	628	1337	1274
		(44)	(37)	(36)	(117)		(64)	(55)	(44)	(163)		(174)	(133)	(146)	(453)	(978)	(927)
			(1)		(1)		(9)	(1)	(1)	(11)		(1)	(3)	(1)	(5)	(17)	(21)
再審(訴訟)(ヤ)			1		1							1	1	1	3	3	4
特別抗告(ク) (並行)		45	40	37	122		50	46	32	128		50	41	57	148	749	711
		(1)			(1)		(3)	(1)	(3)	(7)		(3)	(1)	(3)	(7)	(10)	(7)
許可抗告(許)		1			1							3	2	4	9	14	12
再審(抗告)(ヤ)		15	21	23	59		3	4	1	8		59	57	58	174	203	213
民 事 雑(マ)		19	14	13	46		13	22	27	62		30	23	16	69	178	207
行 政 総 数		29	18	28	75		29	20	25	74		77	91	94	262	635	676
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)		6	6	7	19		11	8	11	30		18	17	25	60	202	218
		(6)	(6)	(6)	(18)		(9)	(5)	(8)	(22)		(18)	(17)	(23)	(58)	(176)	(190)
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		11	8	8	27		14	10	12	36		34	25	39	98	240	258
		(6)	(6)	(6)	(18)		(9)	(5)	(9)	(23)		(18)	(17)	(23)	(58)	(176)	(190)
		(2)			(2)		(1)		(1)	(2)		(2)	(1)	(1)	(4)	(8)	(4)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト) (並行)		2	1		3			2	2	4		2	1	1	4	62	81
																(1)	(2)
許可抗告(行フ)																1	2
再審(抗告)(行ナ)		9	2	11	22		3			3		23	25	21	69	76	66
行 政 雑(行ニ)		1	1	2	4		1			1			23	8	31	54	51

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和元. 8. 1 3 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和元年7月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数			135	160	97	392		115	111	99	325		(76) 208	(75) 190	(40) 162	(191) 560	2318	2333
訴訟事件	総 数		87	92	46	225		61	50	51	162		(76) 193	(75) 162	(40) 128	(191) 483	1198	1201
	上告審																	
	第一審判決に対するもの うち裁判員陪席の 陪審審判状に対するもの		87	92	46	225		61	50	51	162		(76) 193	(75) 161	(40) 128	(191) 482	1197	1201
	うち裁判員陪席の		6	12	2	20		6	9	3	18		(15) 15	(20) 23	(8) 9	(43) 47	91	103
	非常上告														1		1	1
再 審																		
訴訟事件以外の事件	総 数		48	68	51	167		54	61	48	163		15	28	34	77	1120	1132
	再審請求		1		1	2			2		2		1	2	1	4	13	17
	上告受理申立て		1			1		1			1						13	14
	法廷等の休職措置に関する 法律に基づく特別報告																	
	判決訂正申立て		1	1		2		1			1		1	1		2	5	4
	特別抗告申立て		23	31	19	73		28	27	20	75		7	14	15	36	476	474
	医療観察再抗告							1	1	1	3			1	1	2	18	21
	費用補償請求 （上訴費用補償請求の おいたもの）																	
	刑事補償請求									1	1						1	1
	訴訟費用免除申立て		1	7	5	13		2	4	5	11			3	2	5	62	61
刑事罰 徴収の及ぼしの取消し上 告事件		21	29	26	76		21	27	21	69		6	7	15	28	532	540	

3. 上告事件の既済区分表

区 分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
民事上告	総 数		76	72	60	208				
	判 決									
	決 定		76	72	60	208				
	そ の 他									
民事受理	総 数		95	85	79	259				
	判 決		10	1	2	13				
	決 定		82	83	76	241				
	そ の 他		3	1	1	5				
刑事上告	総 数		61	6	50	9	162	18		
	判 決		1	1	1	1	2	2		
	決 定		50	5	44	8	41	3	135	16
	そ の 他		10	5	10	25				

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

○：其数 出向% ○：其数 出向% ○：其数 出向% ○：其数 出向% ○：其数 出向%

4. 上告既済事件の審理期間表

令和元年7月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別					審 理 期 間 別							
			元 年	30 年	29 年	28 年	27 年	26 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	208	199	9				91	35	71	11				
	大 法 廷														
	第一小法廷	76	75	1				31	15	28	2				
	第二小法廷	72	69	3				35	9	24	4				
	第三小法廷	60	55	5				25	11	19	5				
民事受理	総 数	259	234	25				97	44	91	17	10			
	大 法 廷														
	第一小法廷	95	83	12				29	17	36	4	9			
	第二小法廷	85	81	4				38	13	29	5				
	第三小法廷	79	70	9				30	14	26	8	1			
刑事上告	総 数	162	151	8	1	2		51	79	21	6	2	3		
	うち裁判員関与	18	15		1	2			10	5			3		
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	61	56	3	1	1		16	31	9	3		2		
	うち裁判員関与	6	4		1	1			3	1			2		
	第二小法廷	50	49			1		21	23	5			1		
うち裁判員関与	9	8			1			6	2			1			
第三小法廷	51	46	5				14	25	7	3	2				
うち裁判員関与	3	3						1	2						